

令和6年度 特別の教育課程（書道科）の実施状況等について

西山小学校

1. 本校の教育目標

「心豊かな、活力のある児童の育成」

2. 特別の教育課程の内容

（1）特別の教育課程の概要

小学校第1～6学年において新教科「書道科」を新設する。第1学年は、国語を30時間、生活科を4時間削減して新教科に充て、第2学年は、国語を30時間、生活科を5時間削減して新教科に充てる。第3～6学年は、国語を30時間、総合的な学習の時間を5時間削減して新教科に充てる。「書道科」において、書を書くという具体的な活動を通し、友だちと触れ合ったり、家庭生活での話題をもたらしたり、地域の人々とのかかわりを生んだりする。そこから、集団の中での自分の役割や行動の仕方を考えさせるとともに、「書のまち」に生きるよさと愛着をもたせる。

また、「書道」という伝統文化や「書のまち」を発信する地域の特性を探求する活動にも取り組むことを通じて、表現力の向上と向上心の伸長を図るとともに、日本古来の文化や自分の生活する地域を振り返りながら自己の生き方をも考えさせる。

（2）特例の適用期間

平成28年4月1日～令和11年3月31日

（3）実施学年

1年、2年、3年、4年、5年、6年

（4）地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本市は、三蹟のひとり小野道風の生誕の地と言われており、全国的にも数少ない書専門の美術館小野道風記念館を有し、「書のまち春日井」として、書道の普及発展に力を入れている。特に、小野小学校では、愛知県下児童・生徒席上揮毫大会が昭和11年から戦争中も途切れることなく開催され、第1回からの優秀作品を保管するなど、愛知県の書道教育の中心的な役割を果たしている。

書道は、「文字を正しく整えて書く」ことにおいて、従前から行われてきた国語科における書写の目的に共通するが、その文化・芸術性及び精神性においては、書写とは一線を引くものである。現在、児童の「表現力の向上」「心の教育の充実」などが重要な教育課題であると認識している。それらを解決するため、前述した地域性や学校の特色、さらには書道の特性を活かした「書道科」

を新設し、表現力の向上を目指すとともに、よりよい作品をつくりあげようとする向上心、つくりあげた達成感から得られる自尊感情、相互評価などの他者との関わりから得られる親切心や規範意識等、特に心の充実を図りたいと考える。また、同時に郷土愛についても、書道を通して「書のまち春日井」に根ざして生活している自覚を促し、育していく。

(5) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

2に記載する特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、春日井市教育委員会において確認済。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する評価

(1) 評価の観点

- ① 特別の教育課程の編成・実施により、学校の教育目標が十全に達成されているか
- ② 教育課程全体としてバランスのとれた教育活動が実施され、学校教育法に示す学校教育の目標が十全に達成されているか

(2) 自己評価

児童	<ul style="list-style-type: none">・姿勢や筆順を意識して、文字を書くようになった。・文字の大きさや配列に気を付けて、文字を書くようになった。・書道科講師に積極的にアドバイスをもらうことで、技術が上がった。
教員	<ul style="list-style-type: none">・書道科講師がいることで、普段の授業よりも意欲的に学習に取り組む児童が増えた。・筆使いのコツなどを大型の水書板や実物投影機を活用して、丁寧に教えていただけるので、児童が前向きに取り組むことができた。
保護者	<ul style="list-style-type: none">・専門的な指導に触れる機会となり、子どもが楽しみにしている。・タブレットの活用で、文字を書く機会も減っているので、書道科の授業は今後も大切にしていってほしい。

(3) 学校関係者評価

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・心を落ち着けて、丁寧に書道に取り組む時間は、子どもたちにとって有意義である。・書道科講師に来校してもらうことで、教師にとっても書道の指導のポイントを学ぶ機会となり、力量向上につながっている。 |
|---|